

障発0414第1号
平成28年4月14日

各都道府県知事・指定都市長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における
障害の認定要領の一部改正について

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定については、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」（昭和50年9月5日児発第576号厚生省児童家庭局長通知）により実施されているところですが、今般、近年の医学的知見を踏まえ、第9節／呼吸器疾患、第14節／代謝疾患について、別添1から別添3までのとおり改正し、平成28年6月1日から適用することとしましたので、管内市区町村及び関係機関に対しても周知をお願いするとともに、その運用について遺憾のないようお取り計らい願います。（様式について、平成28年6月1日以降は、新様式を使用し旧様式は使用しないようご留意下さい。）

なお、診断書様式の改正等に関して、管内の診断書作成医等に対して周知する研修会を開催される場合、特別児童扶養手当事務取扱交付金の支出対象に含まれることを申し添えます。